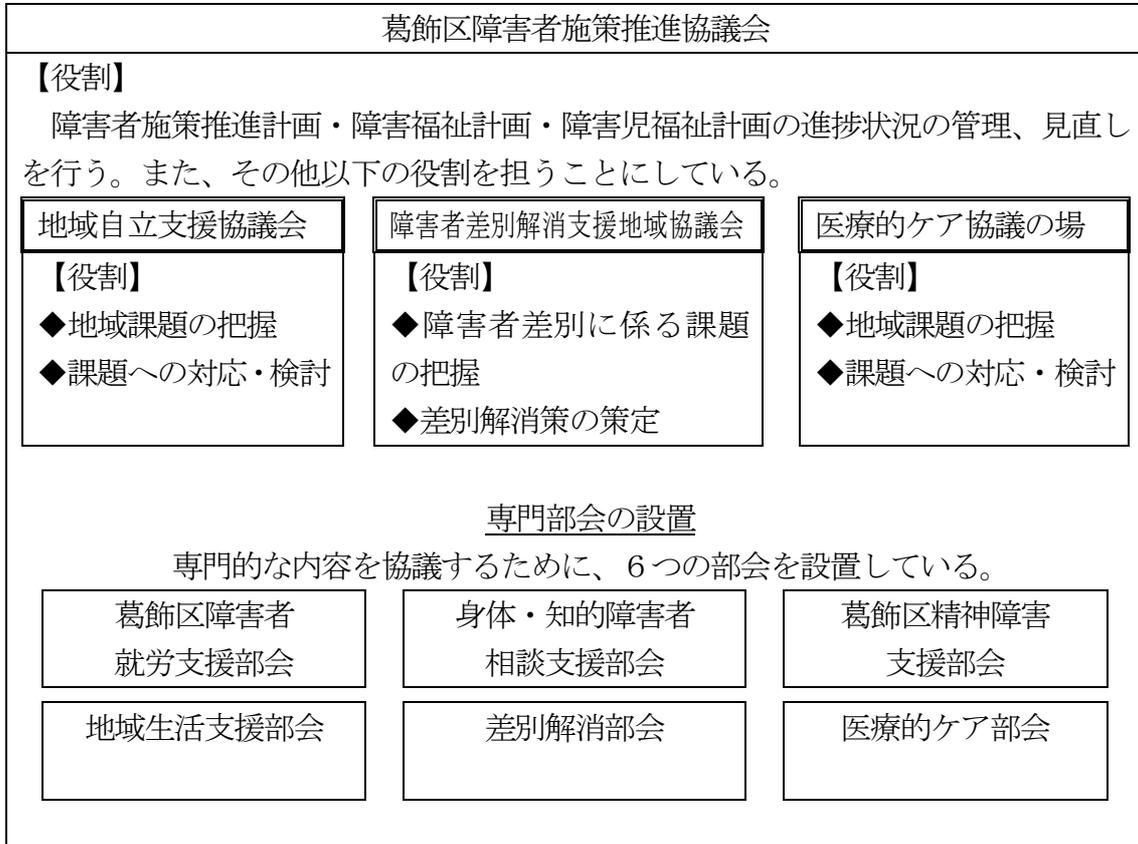


協議会及び計画の位置付け

1 障害者施策推進協議会の位置付け



2 計画の位置付け

(1) 障害者施策推進計画（令和6年度～令和11年度）

障害者基本法に基づく。

障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、区民、関係機関・団体、事業者、区（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画

(2) 第7期障害福祉計画（令和6年度～令和8年度）

障害者総合支援法に基づく。

国の基本指針に基づき、令和8年度末における成果目標及び障害福祉サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画

(3) 第3期障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）

児童福祉法に基づく。

国の基本指針に基づき、令和8年度末における成果目標及び障害児福祉サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画